

第三回參議院人事委員會會議錄第二二號

昭和二十三年十一月十九日(金曜日)

本日の會議に付した事件

○國家公務員の厚生福利施設に関する調査承認要求に関する件

○政府における諸事務の能率的運営に関する調査承認要求に関する件

○連合委員会に関する件

午後三時三十分開會
○委員長(中井光次君) それでは人事委員會をこれより開會いたします。

本日は議長に對して本委員會の調査承認要求をいたしたいと思ひます。二件ばかりでございます。柴田専門員よりその要領を御説明申し上げます。

○専門員(柴田義彦君) それではちよつとこれから御説明申し上げます。現行の國家公務員法におきましても、國家公務員の厚生福利の科學的管理ということが要求されておるのであります。これに對して相當力強く調査研究をしなければならぬのであります。更にマッカーサー元帥の書簡によりまして「國家の公益を擁護するために政府職員に課せられた特別の制限がある」という事實は政府に對し常に政府職員の福祉並に利益のために十分な保護の手段を講じなければならぬ義務を負わしめてゐる。と明確に記述せられておるのであります。今回の國家公務員法の改正によりまして、國家公務員という特別の地位によつて種々の制約を受けることになるのであります。その半面、政府は力強くその給與とか厚生福利施設の改善ということに努力し

なければならぬのであります。給與に關しましては、漸く今回人事委員會より勧告が出たのでありますけれども、この國家公務員の厚生福利施設というところに關しましては、今尙何ら對策の發表がないのであります。これは一方に於いて國家公務員の現在の權利に對して相當制約を加えるという半面、どうしてもこの厚生福利施設に對しては非常な力を注いで努力しなければならぬに拘わらず、未だ何らの發表もないのであります。加之現在の人事委員會の内部におきましても、福利課、厚生課というのが能率部の中に設けられておるのでありますけれども、まだ課長も課員もおらないように聞き及んでおる状態でもあります。それでありながら、どうしても當委員會においてこの國家公務員の厚生福利施設という点において調査研究し、そしてその改善施策を講じて行くということが必要でないかと思はれるのであります。これに關しまして議長に對して調査承認を要求したい。こういうつもりで本調査をお願いするやうなわけでありませう。

尚この調査は今期の國會開會中と記載してございますが、今会期ももう余日もございませんので、若しも閉會中でありましたならば、繼續審査の形を持ち、又第四回國會と接続いたしまして、第四回國會における再要求という形で繼續して審査を進めて行きたい。こういう考えであります。甚だ簡単にございませうが、ちよつと御説明申し上げます。次にその調査承認要求書を

朗讀して見ます。
國家公務員の厚生福利施設に関する調査承認要求書
一、事件の名稱 國家公務員の厚生福利施設に関する調査。
二、調査の目的 國家公務員の厚生福利施設の現状を調査すると共に、併せて一般民間企業における從業員の厚生福利施設をも調査し、その比較研究の上、國家公務員の厚生福利施設に関する具體的對策を調査研究する。

一、利益 國家公務員の厚生福利施設に関する改善施策は現下最も重要な問題であるから、この調査によつてその改善を最も効果的ならしめ、國家公務員法の完全なる施行に寄與する。

一、方法 政府及び國家公務員より厚生福利施設に関する説明並びに改善意見を聴取し、資料を要求し、並びに國家公務員の各種の厚生福利施設及び民間企業における從業員の厚生福利施設を實地調査する。

一、期間 今期國會開會中。
右本委員會の決議を経て、參議院規則第三十四條第二項により要求する。
昭和二十三年十一月十九日
人事委員長 中井 光次
參議院議長 松平恒雄殿

○委員長(中井光次君) 本件議長に要求することに御異議ございませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(中井光次君) 御異議ないと

認めまして、さうに決定いたしました。もう一つ調査承認を求めたいと思ふ事項がございます。柴田専門員より説明をいたします。

○専門員(柴田義彦君) それは政府における諸事務の能率的運営に関する調査でございますが、國家公務員法の粗いとするとところは、先日来政府委員から續々と説明がありまして、マッカーサー元帥の書簡にも書いてあります。人事委員會を通じて科學的の制度等を標準化して、法律の忠実な実施と政府の諸事務の能率的運営を最高の職責としておるのであります。政府諸機關におきましますところの諸事務の能率的運営ということとは、現下國家公務員法改正問題に關連いたしまして最も重大なる關心事であると思はれるのでございます。從來のように官廳において捺印の行列をせたり、又下僚の机上に書類の停滯をさせるというやうなことがあるやうな事務の運営を根本的に改革しなければならぬと、こう考へるのであります。よつて当人事委員會は政府における諸事務の能率的運営に関する調査を行ひまして、國家公務員法の眞精神を實際に生かして行きたいと考へるのでございます。これがこの調査承認要求書をここに提出する理由であります。

尙先程の調査の場合にも申し上げましたが、今期國會はもう余日もございませんで、これもやはり引續き今後繼續審査を要求しますか、或いは又第四

國會として調査承認の再要求をいたしますか、いずれかになりまして繼續調査をして行きたいと考えております。次にこの要求書を朗讀いたします。

政府における諸事務の能率的運営に関する調査承認要求書
一、事件の名稱 政府における諸事務の能率的運営に関する調査。
二、目的 政府諸機關における國家公務員の諸事務處理の現状を調査し、併せて能率的事務運営を行う民間企業の実情をも調査し、その比較研究の上、政府における諸事務の能率的運営に関する具體的對策を調査研究する。

一、利益 國家公務員法の改正は、國家公務員の民主的且つ能率的な事務處理を目的とするものであるから、政府諸機關における諸事務の能率的運営に関する調査を行なつて國家公務員法の完全なる施行に寄與する。

一、方法 政府及び政府職員より政府諸機關における諸事務の運営状況に關し、又能率的運営を行う民間企業体よりその運営方法に關し説明を聴取し、資料を要求し、且つ必要に應じ實地に調査する。

一、期間 今期國會開會中。
右本委員會の決議を経て、參議院規則第三十四條第二項により要求する。
昭和二十三年十一月十九日
人事委員長 中井 光次
參議院議長 松平恒雄殿

○委員長(中井光次君) この件も只今

國家公務員に關する事務を掌理するため、内閣の所轄の下に人事院を置く。人事院は、この法律に定める基準に従つて、内閣総理大臣に報告しなければならない。

人事院は、この法律に従い、左に掲げる事項について職員に關する諸般の方針、基準、手続、規則及び計画を整備、調整、総合及び指示し、且つ、立法その他必要な措置を勧告する。

一 職階、給與、重複給與、給與準則、試験、資格要件、募集、任用候補者名簿、任用候補者の提示、採用、條件附任用期間、臨時の任用、非常勤任用、重複任用、宣誓、昇任、轉任、復職、配置轉換、退職、恩給、免職、人員の減少、勤務成績の評定、人事行政用語の定義及びこれらに關連する事項

二 勤務時間、休暇、休職、保健、安全、元氣回復、教育訓練、厚生、素行、政治的活動、私企業からの隔離、秘密の保持、規律、離職、公正な取扱、分限、保障、行政的措置の要求、苦情の処理、公務傷病に対する補償、政府の人事行政に關する調査、研究及び監察並びにこれらに關連する事項

三 人事記録及び人事統計並びにこの法律、人事院規則及び人事院指令に従つて給與が支拂われているかどうかを確めるための給與簿の監理及び検査

四 人事主任官會議の開催
五 その他法律に基きその権限に屬せしめられた事項

この法律により、人事院が処置する権限を與えられてゐる行政部門においては、人事院の決定及び処分は、その定める手続により、人事院によつてのみ審査される。前項の規定は、法律問題につき裁判所に出訴する權利に影響を及ぼすものではない。

（職員）
第四條 人事院は、人事官三人をもつて、これを組織する。
人事官のうち一人は、總裁として命ぜられる。

人事院は、事務総長及び予算の範圍内においてその職務を適切に行うため必要とする職員を任命する。

人事院は、その内部機構を管理する。國家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）は、人事院には適用されない。

第五條 第五項中「二年」を「五年」に、「政党的役員」を「政党的役員、政治的影響力をもつ政党的役員、政治的影響力をもつ政党的役員」に改め、同條第六項中「若しくは高等学校における同一学科（学科の区分のない大学については同一学部）を創る。」第七條第三項但書を創る。

第八條 第一項本文を次のように改める。
人事官は、左の各号の一に該当する場合を除く外、その意に反して罷免されることがない。

同條第一項第三号を次のように改め、第三項但書及び第六項を創る。
三 任期が満了して、再任されず又は人事官として引き続き十二年に在任するに至つた場合

（俸給）
第十條 人事官は、國務大臣と同じ基礎に基く給與を受けるものとすし、人事官に支拂われる給與の總額は、いずれの國務大臣が受ける給與の總額よりも少くしてはならない。

第十一條 第二項中「會務」を「院務」に改める。
第十二條 定例の人事院會議は、人事院規則の定めるところにより、少なくとも一週間に一回、一定の場所において開催することを常例としなければならない。

人事院會議の議事は、すべて議事録として記録しておくなければならない。

前項の議事録は、幹事がこれを作成する。
人事院の事務處理の手続に關し必要な事項は、人事院規則でこれを定める。

事務総長は、幹事として人事院會議に出席する。
人事院は、左に掲げる権限を行う場合においては、人事院の議決を経なければならない。

一 人事院規則の制定及び改廃
二 第十三條の規定による應急予備金の支出
三 第二十二條の規定による關係廳の長に対する勧告

四 第二十三條の規定による國會及び内閣に対する意見の申出
五 第二十四條の規定による國會及び内閣に対する報告
六 第二十九條の規定による職階制の立案

七 第三十六條（第三十七條において準用する場合を含む。）の規定による選考基準の決定及び選考機關の指定
八 第四十八條の規定による試験機關の指定
九 第六十條の規定による臨時的使用及びその更新に対する承認、臨時的使用に係る職員員の員数の制限及びその資格要件の決定並びに臨時的使用の取消（人事院規則の定める場合を除く。）

十 第六十三條の規定による給與準則の立案
十一 第六十七條の規定による給與準則の改訂案の作成
十二 第七十二條の規定による關係廳の長に対する勧告及び表彰又は矯正方法に關する立案（人事院規則の定める場合を除く。）

十三 第八十七條の規定による事案の判定
十四 第九十二條の規定による処分の判定
十五 第九十五條の規定による補償に關する重要事項の立案

十六 第九十三條の規定による異議の申立についての判定
十七 第九十八條の規定による恩給に關する重要事項の立案
十八 その他人事院の議決によりその議決を必要とされた事項

（事務總局及び予算）
第十三條 人事院に事務總局及び法律顧問を置く。
事務總局の組織及び法律顧問に關し必要な事項は、人事院規則でこれを定める。

人事院は、毎會計年度の開始前に、次の會計年度においてその必要とする経費の要求書を國の予算に計上されるように内閣に提出しなければならない。この要求書には、土地の購入、建物の建造、事務所の借上、家具、備品及び消耗品の購入、俸給及び給料の支拂その他のこの法律を完全実施するため必要なあらゆる役務及び物品に關する経費が計上されなければならない。

昭和二十七年三月三十一日まで、前項の経費の中には、應急予備金が設けられなければならない。應急予備金は、總裁がこれを管理する。應急予備金を支出するには、人事院の議決を経なければならない。

内閣が、人事院の経費の要求書を修正する場合においては、人事院の要求書は、内閣により修正された要求書とともに、これを國會に提出しなければならない。

人事院は、國會の承認を得て、その必要とする地方の事務所を置くことができる。

（事務總長）
第十四條 事務總長は、總裁の職務執行の補助者となり、その一般的監督の下に、人事院の事務上及び技術上のすべての活動を指揮監督し、この法律の目的を達成するための諸般の計画を樹立し、人事院の職員について計画を立て、募事、配置及び指揮を行い、又、この法律の目的を達成するために必要な、適當で、且つ、法令の規定に従つた諸般の措置を行い、人事院會議の幹事及び人事主任官會議の議長となる。

この法律、人事院規則及び人事院指令に規定する要件を備えない者は、これを任命し、雇用し、昇任させ若しくは轉任させてはならず、又はいかなる官職にも配置してはならない。

第五十六條に次の但書を加える。

但し、昭和二十六年七月一日前においては、人事院は、人事院の議決によつて、いかなる官職についても、その選任の範圍を高點順の志望者四人以内に制限することが出来る。

(條件附任用期間)

第五十九條 一般職に属するすべての官職に対する職員採用又は昇任は、すべて條件附のものとし、その職員が、その官職において六月を下らない期間を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに、正式のものとなるものとする。

條件附採用に關し必要な事項又は條件附採用期間であつて六月をこえる期間を要するものについては、人事院規則でこれを定める。

第六十條第二項中「職種又は等級により、」を削り、同條第三項中「前二項の規定」の下に「又は人事院規則」を加え、同條第五項中「これに基いて發する政令及び」を削る。

第六十一條中「任命権者が」の下に「この法律及び人事院規則に従い」を加える。

第六十二條第二項を次のように改める。

前項の規定の趣旨は、できるだけすみやかに達成されなければならない。

第六十四條第二項を次のように改める。

俸給表は、生計費、民間における賃金その他人事院の決定する適當な事情を考慮して定められ、且つ、等級又は職級ごとに明確な俸給額の幅を定めていなければならない。

第六十五條第一項第一号中「同一等級」を「同一の等級又は職級」に改め、同項第五号中「當時勤務を要しない官職」の上に「扶養家族の数」を加える。

第六十六條第一項中「職種及び等級」を「職級」に改め、同條第二項を削る。

第六十八條第三項中「政令又は」を削る。

第六十九條及び第七十條中「法令又は人事委員会規則」を「法令、人事院規則又は人事院指令」に改める。

第七十二條第三項中「これを内閣總理大臣に提出しなければならない」を「これを」これについて、適當な措置を講じなければならない」に改める。

第七十五條第一項中「法律」の下に「又は人事院規則」を加える。

(離職)
第七十七條 職員の離職に關する規定は、この法律及び人事院規則でこれを定める。

第七十八條第一号中「挙がらない」を「よくない」に改め、同條第三号中「職種又は等級の」を削り、同條に次の一号を加える。

四 官制若しくは定員の改廢又は予算の減少により廢職又は過員を生じた場合

第七十九條中「左の各号の一に該当する場合の下に」又は人事院規則で定めるその他の場合」を加える。

第八十條第一項を次のように改める。

前條第一号の規定による休職の期間は、人事院規則でこれを定める。休職期間中の事故の消滅したときは、休職は當然終了したものとす、すみやかに復職を命じなければならない。

同條第二項の次に次の一項を加え、第三項中「休職者は、その休職の期間中俸給の三分の一を受ける。」を「休職者は、その休職の期間中、給與準則で別段の定めをしない限り、何等の給與を受けてはならない。」に改める。

いかなる休職も、その事由が消滅したときは、當然に終了したものとみなされる。

第八十一條第一項第三号を削り、第四号を第三号に改め、同條第三項を削る。

第八十三條第一項を次のように改める。

停職の期間は、一年をこえない範圍内において、人事院規則でこれを定める。

同條第二項中「その停職の期間中俸給の三分の一を受ける。」を「第九十二條の規定による場合の外、停職の期間中給與を受けることができる。」に改め、同條第三項を削る。

第八十四條に次の一項を加える。

人事院は、この法律に規定された調査を経て職員を懲戒手続に付することが出来る。

(刑事裁判との關係)

第八十五條 懲戒に付せらるべき事件が、刑事裁判所に係属する間においても、人事院又は人事院の承認を経て任命権者は、同一事件について、適宜に、懲戒手続を進めることができる。この法律による懲戒処分は、当該職員が、同一又は関連の事件に關し、重ねて刑事上の訴追を受けることを妨げない。

(調査の結果採るべき措置)
第九十二條 前條に規定する調査の結果、処分を行ふべき事由のあることが判明したときは、人事院は、その処分を承認し、又はその裁量により修正しなければならない。

前條に規定する調査の結果、その職員に処分を受けるべき事由のないことが判明したときは、人事院は、その処分を取り消し、職員としての權利を回復するために必要で、且つ、適切な処置をなし、及びその職員がその処分によつて受けた不當な処置を是正しなければならぬ。人事院は、職員がその処分によつて失つた俸給の弁済を受けるように指示することが出来る。

前二項の判定は、最終のものであつて、人事院規則の定めるところにより、人事院によつてのみ審査される。

(補償制度の立案及び実施の責務)
第九十五條 人事院は、なるべく速かに、補償制度の研究を行い、その成果を内閣に提出するとともに、その計画を実施しなければならない。

(法令及び上司の命令に従ふ義務並びに職員の團體)
第九十八條 職員は、その職務を遂行するに關して、法令に従ひ、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

職員は、組合その他の團體を結成し、若しくは結成せず、又はこれに加入し、若しくは加入しないことが出来る。職員は、これらの組織を通じて、代表を自ら選んでこれを指名し、勤務條件に關し、及びその他社交的厚生の活動を含む適法の目的のため、人事院の定める手続に従ひ、当局と交渉することが出来る。但し、この交渉は、政府と團體協約を締結する權利を含まないものとする。すべて職員は、職員の團體に属してないという理由で、不満を表明し又は意見を申し出る自由を否定されてはならない。

職員は、前項の組合その他の團體について、その構成員であること、これを結成しようとしたこと、若しくはこれに加入しようとしたこと、又はその團體における正当な行爲をしたことのために不利益な取扱を受けない。

警察職員、消防職員(國家消防廳の職員を含むものとする。)及び海上保安廳又は監獄において勤務する職員は、第二項に規定する職員の團體を結成し、及びこれに加入することが出来ない。

職員は、政府が代表する使用者としての公衆に対して同盟罷業、怠業その他の爭議行爲をなし、又は政府の活動能率を低下させる意

業的行爲をしてはならない。又、何人も、このような違法な行爲を企て、又はその遂行を共謀し、そのかし、若しくはあつてはならない。

職員で同盟罷業その他前項の規定に違反する行爲をした者は、その行爲の開始とともに、國に對し、法令に基いて保有する任命又は雇用上の權利を以て、對抗することができない。

第二項の組合その他の団体は、これを法人とすることができ、

民法（明治二十九年法律第八十九号）及び非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）中民法第三十四條に規定する法人に関する規定は、本項の法人についてこれを準用する。但し、これらの規定中「主務官廳」とあるは、「人事院」と読み替へるものとする。

第百條に次の一項を加へる。

前三項の規定は、人事院で援われる調査又は人事の際人事院から求められる情報に關しては、これを適用しない。何人も、人事院の権限によつて行われる調査又は審理に際して、秘密の又は公表を制限された情報を陳述し又は証言することを人事院から求められた場合には、何人からも許可を受ける必要がない。人事院が正式に要求した情報について、人事院に對して、陳述及び証言を行わなかつた者は、この法律の罰則の適用を受けなければならない。

（職務に専念する義務）

第百一條 職員は、人事院規則の定める場合を除いては、その勤務時

間及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用い、政府がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。職員は、人事院規則の定める場合を除いては、官職を兼ねてはならない。職員は、官職を兼ねる場合においても、それに対して給與を受けてはならない。

前項の規定は、地震、火災、水害その他重大な災害に際し、当該官廳が職員を本職以外の業務に従事させることを妨げない。

職員は、政府から給與を受けながら、職員の団体のため、その事務を行い、又は活動してはならない。但し、職員は、人事院によつて認められ又は人事院規則によつて定められた條件又は事情の下において、第九十八條の規定により認められた行爲をすることができ

る。

第百二條第一項中「これらの行爲に關與してはならない。」を「これらの行爲に關與し、あるいは選挙権の行使を除く外、人事院規則で定める政治的行爲をしてはならない。」に改め、同條第二項中「人事委員会規則で別段の定をした場合は、」を削り、同條第三項を次のように改める。

職員は、政党その他の政治的団体の役員、政治的顧問、その他これらと同様な役割をもつ構成員となることができない。

第百三條第二項を次のように改める。

職員は、離職後二年間は、営利企業の地位で、その離職前五年間

に在職していた國の機關と密接な關係にあるものにつくことを承諾し又はつてはならない。

第百四條中「その他の事業に従事し、若しくは事務を行うには、その所轄廳の長の許可を要する。」を「その他いかなる事業に従事し、若しくは事務を行うにも、人事院及びその職員の所轄廳の長の許可を要する。」に改める。

（職員の職務の範囲）

第百五條 職員は、職員としては、法律、命令、規則又は指令による職務を担当する以外の義務を負わない。

第百八條第三項中「健全な基礎のもとに」を「健全な保険数理を基礎として」に改める。

第百九條 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一 第五條に規定する資格を有しない人事官の任命に同意した閣員

二 第七條第三項の規定に違反して任命を受諾した者

三 第八條第三項の規定に違反して故意に人事官を罷免しなかつた閣員

四 人事官の欠員を生じた後六十日以内に人事官を任命しなかつた閣員（此の期間内に両議院の同意を経なかつた場合には此の限りでない。）

五 第十五條の規定に違反して官職を兼ねた者

六 第十六條第二項の規定に違反して故意に人事院規則及びその改廃を官報に掲載することを怠つた者

七 第十九條の規定に違反して故意に人事記録の作成、保管又は改訂をしなかつた者

八 第二十條の規定に違反して故意に報告しなかつた者

九 第二十七條の規定に違反して差別をした者

十 第四十七條第三項の規定に違反して試験の公告を怠り又はこれを抑止した職員

十一 第八十三條第一項の規定に違反して停職を命じた者

十二 第九十二條の規定によつてなされる人事院の判定、処置又は指示に故意に従わなかつた者

十三 第百條第一項又は第二項の規定に違反して秘密を漏らした者

十四 第百三條の規定に違反して營利企業の地位についた者

十五 附則第十一條の規定に違反して臨時任用の期間を延長した任命権者

第百十條 左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 第二條第六項の規定に違反した者

二 第十條又は第十四條の規定に違反して給與を支拂つた者

三 第十七條第二項の規定に違反して給與を支拂つた者

四 第十七條第二項の規定による証人として喚問を受け虚偽の陳述をした者

五 第十七條第二項の規定により証人として喚問を受け正当の理由がなくてこれに應ぜず、又は同項の規定により書類又はその

写の提出を求められ正当の理由がなくしてこれに應じなかつた者

五 第十七條第二項の規定により書類又はその写の提出を求められ、虚偽の事項を記載した書類又は写を提出した者

六 第十八條の規定に違反して給與を支拂つた者

七 第三十三條第一項の規定に違反して任命をした者

八 第三十九條の規定による禁止に違反した者

九 第四十條の規定に違反して虚偽行爲を行つた者

十 第四十一條の規定に違反して受験若しくは任用を阻害し又は情報を提供した者

十一 第六十三條第一項又は第六十六條の規定に違反して給與を支給した者

十二 第六十八條の規定に違反して給與の支拂をした者

十三 第七十條の規定に違反して給與の支拂について故意に適當な措置をとらなかつた人事官

十四 第八十三條第二項の規定に違反して停職者に俸給を支給した者

十五 第八十六條の規定に違反して故意に勤務條件に關する行政措置の要求の申出を妨げた者

十六 第九十八條第四項の規定に違反して職員の団体を結成した者

十七 何人たるを問はず第九十八條第五項前段に規定する違法な行爲の遂行を共謀し、そのかし、若しくはあつては、又はこれ

らの行爲を企てた者
十八 第百條第四項の規定に違反して陳述及び証言を行わなかつた者

十九 第百二條第一項に規定する政治的行爲の制限に違反した者
二十 任命権者で、附則第九條第一項の規定による臨時の任用を終了させなかつた者

前項第八号に該当する者の收受した金銭その他の利益は、これを沒收する。その全部又は一部を沒收することができないときは、その價額を追徴する。

第百十一條 第百九條第一号、第三号より第五号まで及び第十三号又は第百十條第一項第一号から第七号まで、第九号から第十六号まで、第十八号及び第二十号に掲げる行爲を企て、命じ、故意にこれを容認し、そのかし又ははそのほう助をした者は、それぞれ各本條の刑に処する。

附則第一條第二項を削り、同條第三項中附則の規定を「罰則及び附則の規定」に、及び「法律又は人事委員会規則」を「法律、人事院規則又は人事院指令」に改める。

附則第二條第五項を次のように改める。

人事院設置の際現在に在職する委員長及び委員は、この法律により人事官の任命があるまでは、人事官の地位に在るものとみなし、その間は、委員長は、人事院總裁の職務を行うものとする。委員長及び委員は、人事官が任命されたときは、退職するものとし、その場合においては、委員長は、遅滞なくその事務を人事院總裁に引き継がなければならない。人事官の任命は、人事院設置後五日以内に、これを行わなければならない。同條第八項の次に次の一項を加える。

臨時人事委員会の職員は、人事院が設置されたときは、六月の間人事院の職員として條件附で任用されたものとし、その期間を良好に終了したときは、この法律に基づく試験又は選考に合格し、且つ、この法律に基く手続によつてその官職を保持するものとみなされ、正式に任命されたものとする。本項のいかなる規定も、人事院の職員に対し、附則第九條の規定の適用を免除するものではない。

附則第三條を次のように改める。
第三條 第五條第六項にいう大学学部には、旧大学（大正七年勅令第三百八十八号）による大学学部及び旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を含むものとする。

附則第九條から附則第十一條までを次のように改める。
第九條 人事院の指定する日において、次官、局長、次長、課長及び課長補佐その他これらに準ずる官職で人事院の指定するものに在任するものは、人事院規則の定めるところにより、その官職に臨時に任用されたものとみなす。この臨時の任用は、昭和二十三年七月一日から三年をこえることができず、且つ、その期限前においても人事院規則又は人事院指令により、終了させることができる。人

事院は、臨時それらの官職に準ずる官職を追加して指定し、本條の規定を適用しなければならない。人事院は、公務の適切な運営のため、いかなる官職に在任する職員に対しても、適宜試験を実施し、これを轉退職させることができる。人事院は、昭和二十三年七月一日から二年以内に、前項に規定する官職について、この法律に基き必要な試験を実施しなければならない。

第十條 前條第一項の規定により指定される官職以外の官職に在任する職員は、人事院の指定する日において、その在任する官職に対して、この法律に基く手続によつて、資格を與えられたものとみなし、すべてこれに人事院規則を適用する。

第十一條 任命権者は、昭和二十六年七月一日前においては、人事院の承認を得て、且つ、人事院規則に従い、第六十條第一項に規定する臨時の任用の期間を延長することができる。

附則第十三條中「外交官、領事官その他の在外職員、学校教員、裁判所の職員、檢察官その他の」を削る。

第十五條 人事院は、昭和二十六年七月一日前においては、都道府県、市その他地方公共団体の人事機関が、この法律によつて確立された原則に沿つて設置され、且つ、運営されるように協力し、及び技術的助言をなすことができる。

第十六條 労働組合法（昭和二十年法律第五十一号）、労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）及び船員法（昭和二十二年法律第九号）並びにこれらの法律に基いて発せられる命令は、第二條の一般職に属する職員には、これを適用しない。

第一次改正法律附則

第一條 この法律は、公布の日から、施行する。但し、改正後の國家公務員法第十三條第三項から第五項までの規定は、昭和二十四年度以後の会計年度について適用し、この附則第六條の規定及びこの附則第七條中船員職業安定法（昭和二十三年法律第三十号）第十條の改正規定は、別に人事院規則で定める日から適用する。

第二條 國家公務員法第二百二條第二項の改正規定施行の際、職員で現に公選による公職に在る者は、昭和二十四年二月一日前にその公職を退いて辞表の写及びその辭表が受理され、且つ、その効力を生じたことを公に証明する書面を人事院に送付しない限り、その日においてその官職を失うものとする。

第三條 一般職に属する職員に関しては、別に法律が制定実施されるまでの間、國家公務員法の精神に即して、且つ、同法に基く法律又は人事院規則で定められた事項に矛盾しない範囲内において、労働基準法及び船員法並びにこれらに基く命令の規定を準用する。但し、労働基準監督機關の職権に關する規定は、一般職に属する職員

員の勤務條件に關しては、準用しない。

2 前項の場合において必要な事項は、人事院規則で定める。

第四條 職員を主たる構成員とする労働組合又は団体で、國家公務員法附則第十六條の規定が適用される日において、現に存するものは、引き続き存続することができる。これらの団体は、すべて役員

の選任及び業務執行について民主的手続を定め、その他の組織、目的及び手続において、この法律の規定に従わなければならない。これらの団体は、人事院の定める手続により、人事院に登録しなければならない。

2 前項の組合又は団体に關して必要な事項は、法律又は人事院規則で定める。

第五條 國家公務員法附則第十六條の規定施行前になした同條に掲げる法令の規定に違反する行爲に關する罰則の適用については、同條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第六條 職業安定法（昭和二十二年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

第九條第一項中「労働大臣」を「人事院」に改め、同條第二項を削り、同條第三項を第二項に改め、同項中「第一項を」前項に改め、「國の官吏その他の職員は、」の下に「國家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）が適用されるまでは、」を加える。
第七條 船員職業安定法の一部を次のように改正する。

第一條中「海上企業」を「政府以外の海上企業（以下海上企業という。）」に改め、同條に次の一項を加える。

2 政府の業務に従事する船舶に雇用され、俸給、給料、報酬及びその他の給與を國庫より受ける船員の募集、資格要件及び採用は、國家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）の規定による。

第八條中第二項の次に次の一項を加える。

3 職員に関する事務は、國家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）の規定による。

第十條中「運輸大臣」を「人事院」に改める。

第二十八條に次の一項を加える。

2 船員教育機関の人事の管理は、國家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）の規定による。

第八條 昭和二十三年七月二十二日附内閣總理大臣宛連合國最高司令官書簡に基く臨時措置に関する政令（昭和二十三年政令第二百一十一号）は、國家公務員法に關しては、その効力を失う。

2 前項の政令がその効力を失う前になした同令第二條第一項の規定に違反する行為に関する罰則の適用については、なお従前の例による。

第九條 この法律施行の際、他の法令中「人事委員会」「人事委員長」「人事委員」及び「人事委員会規則」とあるのは、それぞれ「人事院」「人事院總裁」「人事官」及び「人事院規則」とする。

第十條 人事院設置の際、現に臨時人事委員会の職員である者は、別に辭令を發せられない限り、そのまま人事院の各相當の職員となるものとする。人事院の事務總長の職は、臨時人事委員会の事務局長の職に相當するものとする。

第十一條 國會及び裁判所の職員は、昭和二十六年十二月三十一日までこの法律の定める一般職に属する職員とする。

第十二條 官吏懲戒令（明治三十二年勅令第六十三号）、高等試験委員及び普通試験委員官制（大正七年勅令第九号）、高等試験令（昭和四年勅令第十五号）、一級官吏銓衡委員會官制（昭和十六年勅令第四号）、昭和二十年勅令第七十七号（二級事務官吏の任用資格の特例に關する件）、二級事務官吏銓衡委員會官制（昭和二十年勅令第七十八号）及び高等試験委員及び普通試験委員臨時措置法（昭和二十三年法律第五十三号）並びにこれらに基く命令は、この法律施行の日から廢止する。但し、高等試験令は、裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）、第六十六條及び弁護士法（昭和八年法律第五十三号）第三條の試験に關する限り、又、高等試験委員會は、その第三部に關する限り、昭和二十三年十二月三十一日まで、従前の法律に定めた條件の下に存続するものとする。

2 この法律施行の際、現に前項に規定する法令によつて設置された

委員會の事務にもつぱら従事している職員は、その日において、辭令を用いることなくその職を免ぜられるものとする。

十一月十三日本委員會に左の事件を付託された。

一、國家公務員法改正反對に關する陳情（第二十九号）

第二十九号 昭和二十三年十月二十五日

國家公務員法改正反對に關する陳情
北海道十川郡下川村 重光薫外
二十二名

政府の企圖する國家公務員法の改正は憲法で認められた全官公廳労働組合員の罷業權、団体交渉權を奪うばかりでなく團結權をもおびやかすものである。このような政府の措置は、日本憲法違反であることは明らかであるから、日本の民主化を阻害するかかる改正には反對するとの陳情。